

自治体改革の動向

2011年10月6日

於 三郷市

法政大学教授 廣瀬 克哉

1

自治体改革の背景と課題

2

「改革」が不可避な時代

- ・決められたことをこれまで通りに実行するだけでは足りない時代
 - ・人口縮小の時代
 - ・現役世代の相対的な比率の低下
 - ・限りある資源を最大限に生かしても従来通りの負担の受益の構造は維持し切れない
- ・自己決定権の拡大と「護送船団方式」の解消
 - ・自律する責任が自治体に課せられている

3

市民の納得と協力が不可避

- ・不人気な見直しも避けられない
 - ・これからの理想の市民参加は「みんなが夢を持ち寄って集まり、みんなが夢破れて帰る」市民参加
 - ・既存サービスの見直しこそ、徹底した合意形成が必要
- ・市民のライフスタイルの変化を通して実現することが求められる政策課題も拡大
 - ・節電、温暖化防止、協働……
 - ・自治体がどんなにいい政策決定をしても、市民の理解と協力なしには目標達成ができない

4

自治体に求められること

- ・制度によって決められたことを間違いなく実施するだけでは足りない



- ・市民・行政・議会 3者の役割分担と緊張感ある協力関係の強化
- ・そもそも自治体は何のためにあるのかを再確認しながら継続的に自己点検と見直しを進めていくこと

参加と協働

5

市民の多様な意見をどこで集約、確定するか

6

直接参加と代表制民主主義の組み合わせ

- ・市民の直接参加と、代表を通しての参加の両面
 - ・住民自治は地方自治の大原則
 - ・直接参加という手段を、いつ、どのように？
 - ・代表制という手段を、どのように効果的に？
- ・行政と議会のそれぞれの特性と、市民に対する責務
 - ・組織・権限と情報をもつ行政の責務
 - ・合議ができ決定権をもつ議会の責務

7

自治体の意思決定における合議の役割

- ・市民の意見、利害関係は多様
 - ・「合意形成」は容易ではない
 - ・例：学校の統廃合
- ・それをどこで集約すべきか？
 - ・行政が市民参加などで集約し、議会がそれを確認する
 - ・議会に市民、行政、専門家などからの意見を出し合っ
て、討議の中で論点を確認して集約、決着する
 - ・これが選挙で選ばれた合議体が担うべき役割のはず

8

議会改革が広がりつつある

- ・合議制代表機関の役割が見えない
 - ・見えやすいのはコストだけなので、定数、報酬の削減が求められる
- ・議会がなくなったら何がなくなるのか？
 - ・「行政以外の視点」
 - ・権限をもった合議の場
- ・本物の議会改革が期待されている

9

市民は自治体改革にどう関わるか

10

市民の現実

- ・社会的な課題について「行政依存」
 - ・例：一次産業中心、大家族の時代には不要だったかも知れない子育て支援が行政に求められる
 - ・例：近隣騒音の苦情を自治体に相談
- ・全般的な関心の低さと参加機会の偏在
 - ・投票率などの低下
 - ・地元可処分時間の長い層に偏在した参加機会

11

広がり始めた無作為抽出方式の市民参加

- ・プラ-ヌクス・ツェレ
 - ・無作為抽出した市民に数日間集まってもらい、情報提供をした上で、小グループに分かれて討論し、結果を答申してもらう市民参加方式
 - ・ドイツにおいて計画策定の手法として始まった
- ・日本への展開
 - ・三鷹市のまちづくりディスカッション（計画づくり）
 - ・市民による事業仕分け

12

無作為抽出方式の「成果」

- ・これまでとは違った層の参加
 - ・公募方式よりも歴然と若い世代の参加が多い
 - ・議論、答申の質については概ね高い評価
 - ・公募型の参加では出ない意見が出る
- ・積極型市民からの不満と期待
- ・新しい参加機会の拡充

13

住民投票の論点

- ・発議でき、実施を確定できるのは誰か
- ・諮問型か決定型か
 - ・現行法では諮問型のみ
 - ・検討中の地方自治法改正案では決定型も
- ・ボールを住民に投げかける
 - ・「お任せ」では済まない意思決定

14

自治体政策の体系を自己設計する

15

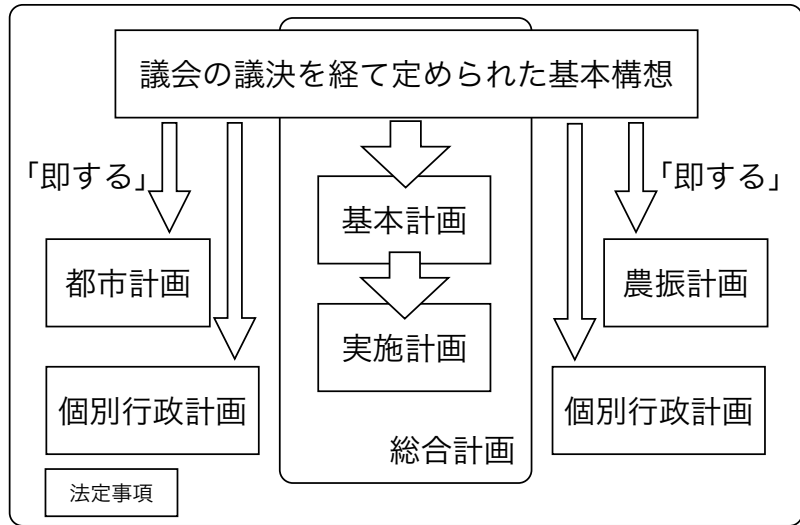
政策全体の体系化が自治体に委ねられた

- ・総合計画の策定義務がなくなった
 - ・法律にもとづく多数の分野別行政計画は残る
 - ・タテワリ、バラバラにならないための枠組をどう設計するかは自治体が自由にできる
 - ・意識的な設計を何もしなければバラバラのままに
- ・総合計画、財政運営、個別計画との関係、進捗評価等の全体像を設計し、その中での市民、行政、議会の役割を定義する必要 → 条例化

16

自治体計画全体の体系

地方自治法改正前



自治体計画全体の体系

地方自治法改正後

